

発注に関する標準取引条件

- 1) ハウメット・ジャパン㈱は、他のベンダーが規定された価格よりも低い価格でその商品、または類似の商品を提供でき、売主がそのような競合価格に迅速に対応するべく価格を下げる意思はないと合理的に判断された場合、取消の通知日の時点で出荷が完了していないオーダーのいかなる一部も取り消す権利を有する。特段の定めのない限り、このオーダーは即時出荷のものとする。さらに、売主がこのオーダーの取り決めに違反した場合、ハウメット・ジャパン㈱は費用を負担することなくそのオーダーの全体または一部を取り消す権利を有する。取り決めには、指定日の引渡しが含まれるが、これに限定しない。このオーダーの重要項目は時間である。
- 2) ハウメット・ジャパン㈱による別段の書面による同意のない限り、箱詰めおよび荷車運搬手数料を含め、いかなる負担金も認められない。しかし、売主は輸送上の危険性に耐えうるよう必要な梱包手配を行なう責任を有する。特段の同意のない限り、価格は正味重量に対するものとする。船荷証券に記載された出荷用梱包要件は、最終仕向地までの資材を完全に保護するとともに商業標準および同業界で一般に認められた慣例を満たしていなければならない。また次のような管理分類に準拠しなければならない。例えば、i) 鉄道向けには統一運賃分類、ii) トラック向けには国の自動車貨物輸送分類、iii) 急行列車向けの鉄道工キスプレス分類、iv) 遠方への小包郵便用米国公式郵便マニュアル、v) 航空便向け公式航空便規則および関税などを含むがこれに限定しない。
- 3) 売主はハウメット・ジャパン㈱が出荷経路の指定を出す場合、その指示に従うこと。またそうした指示のない場合、売主は最も安価かつ最善の経路で出荷すること。オーダーされた物品はハウメット・ジャパン㈱の工場で受領されるまで売主のリスク下にあるものとする。
- 4) 本契約書内に特段の規定のない限り、売主はオーダーされた物品の生産および / または輸送におけるすべての地域、州、連邦の税またはその他政府課徴金あるいは関税を支払う責任を有する。この責任の中にはそれらの増税分および消費税の支払いを含むが、これに限定しない。
- 5) ハウメット・ジャパン㈱またはハウメット・ジャパン㈱の顧客、仲介業者、または最終顧客（以下「支給元」と称する）が引き渡される資材または物品を組み込んだ最終製品用に支給するすべての仕様書、図面、サンプル、モデル、ツール、材料、部品、金型、鋳型、製品、試験および検査機器、パターン、プレート、版下、レイアウト、版画、組版、校正刷り、広告資料、技術情報およびデータ（以下「材料」と称する）は、ハウメット・ジャパン㈱または支給元がオーダーした、またはこれに引き渡されるべき材料または物品の製造においてのみ独占的に使用される。材料には「支給元の所有物」であることを明確に表示し、かつ支給元の要求に応じて、梱包および出荷費用以外のいかなる追加費用も発生することなくその支給元に引き渡されなければならない。またこうした材料におけるすべての情報は秘密情報として取り扱われること。ハウメット・ジャパン㈱または他の支給元のすべての所有物について、売主がそれを保管または管理している間、および売主の供給者の保護または管理下にある間にそれが損失した場合は、売主がそのリスクを負うものとする。また売主は損失した場合にハウメット・ジャパン㈱に支払われるべき交換費用を補償対象とした保険に加入すること。
- 6) 売主は、引き渡されるべき物品が（オーダーされた材料に関してハウメット・ジャパン㈱が維持管理する標準仕様を含む）仕様、詳細文書、図面、およびサンプルに完全に適合し、使用目的に合致し適切であり、商品性を有し、材料および作業の出来栄にいかなる瑕疵もなく、かつ、ハウメット・ジャパン㈱の仕様で特に明示されている範囲を除き、設計においてもいかなる瑕疵もないことを保証する。物品の最終用途が指定されている場合、その最終用途に応じた耐性をもっていること。指定された試験に加えて、材料が適用される仕様に適合していることを確認するために

必要となる試験を実施するのは売主の責任とする。ここに規定された保証は法で定められたすべての保証事項に追加される。すべての保証事項は引き渡された物品に対する支払いが確認された後も効力を維持するものとし、売主は、ここに含まれる保証事項への違反によってハウメット・ジャパン㈱が被るいかなる損失、損害、または費用（売主または第三者を介入させた訴訟、訴訟手続きまたは調査の際の弁護士費用を含む）もハウメット・ジャパン㈱は負担しないことに合意する。ハウメット・ジャパン㈱は受入を拒否した材料について売主に交換させるか否かをハウメット・ジャパン㈱の判断で決定する権利を有し、他の供給元から仕様を満たした材料を入手し、売主にその費用の差額を請求する権利を有する。品質または作業の出来栄が劣っている、指示に反して、または指定された数量を超えて出荷された、あるいはオーダーされた品目ではないものが出荷された、または適用される仕様に準拠していないなどを理由に受入拒否された物品は、ハウメット・ジャパン㈱がその裁量により請求または保留した金額について全額貸方勘定記入とし、かつ売主が費用とリスクを負担することで売主に返却される。さらに売主は、指定された保証事項への違反によってハウメット・ジャパン㈱が被ったすべての追加的損害を賠償すること。ハウメット・ジャパン㈱は、輸送および検査費用、その他そのような物品に関して被った他のすべての費用および損害について売主に請求する権利を有する。また売主はハウメット・ジャパン㈱からの書面による指示を受領した場合を除き、その受入拒否された物品を交換してはならない。ハウメット・ジャパン㈱は仕様および保証事項を満たした部分の出荷を受け入れ、それらを満たしていない部分の受入を拒否し、かつ受入を拒否した材料の数量の範囲内で保証事項に違反したとしてそのオーダーを処理する権利を有する。

7) 売主は、引き渡されたすべての物品の製造、販売、または使用が、特許権、著作権、および商標権を含む他の権利を侵害していないこと、また、売主は自らの費用負担において、ハウメット・ジャパン㈱、その顧客またはその物品またはその物品を含む製品を販売または使用する他の者に対して侵害行為が申し立てられた場合、それに関するすべての調査および訴訟においてこれらを弁護し、かつ侵害または侵害申立ての結果として発生するすべての損害、法的責任、訴訟費用、弁護士料について、ハウメット・ジャパン㈱、その顧客または他の者が負担しないことをここに保証する。

8) ハウメット・ジャパン㈱はいかなるときも、このオーダーに関して支払われるべき金額を、売主または売主の関連会社からの賠償額と相殺する権利を有する。123b-UN-H9 Revised 10/04

9) ハウメット・ジャパン㈱の敷地において業務を遂行する売主または売主の下請業者は、売主自身または下請業者、あるいは直接的または間接的にそのいずれかに雇用された者によってその業務が行なわれるか否かを問わず、このオーダーに伴う業務により、および業務中に起こりうる、死亡を含む対人傷害および対物損害に対する損害賠償請求からハウメット・ジャパン㈱および売主を保護するための保険に加入すること。上記の一般性を制限することなく、売主またはその下請業者は、このオーダーの有効期間中、計100万ドルを上限とした対人・対物賠償を対象とする包括的な賠償責任保険および自動車損害賠償責任保険、および労働者の労災補償ならびに雇用者の損害賠償保険に加入すること。また売主はハウメット・ジャパン㈱を、企業総合賠償保険および自動車損害賠償責任保険証書に追加する被保険者とする。売主の保険はハウメット・ジャパン㈱によって、またはハウメット・ジャパン㈱に代わって加入した他の保険の費用を負担することなく第一次的となる。売主またはその下請業者は、ハウメット・ジャパン㈱の要求があった場合、本章にしたがって、売主が保険に加入したことを証明するため認可された保険会社が発行した証書をハウメット・ジャパン㈱に提示すること。

10) このオーダーに含まれる物品またはサービスの提供においてハウメット・ジャパン㈱に開示する、売主の製品、手

法または製造工程に関する特許を受けていないいかなる知識または情報も、書面による特段の同意のない限り、このオーダーの約因の一部として開示されるものとし、秘密情報ではないとみなされる。またそうした知識または情報を使用したからといってハウメット・ジャパン㈱に対しいかなる申立てもしてはならない。

- 11) 売主は、通常の業務遂行において（成熟につれその義務を満たす能力がなくなることを含み）その業務の実施を中止し、またはその資産の実質部分を売却または譲渡する場合、あるいは破産法に基づいて売主が、あるいは売主に対して法的手続きが行なわれる場合、あるいは売主の売却先またはその資産の実質部分の売却先が指名または申請された場合、あるいは売主の債権者のために譲渡が行なわれる場合、ハウメット・ジャパン㈱はすでに引渡されたものを除き、賠償責任を負うことなくこのオーダーを解除することができる。また、解雇、ストライキ、天災地変、政府の措置または要求、前提条件の不発生、その他ハウメット・ジャパン㈱が制御できないその他の事由があった場合、責任を負うことなくこのオーダーを解除することができる。
- 12) ハウメット・ジャパン㈱は、連邦買収規定（Federal Acquisition Regulation）の52.249 - 2項に定められた下請業者の解除に関する条項の規定にしたがい、このオーダーに関する業務遂行を終了する権利を有する。米国政府の契約または下請契約に関わらない契約の場合、当該条項は、政府という言葉を除きハウメット・ジャパン㈱に置き換えて修正される。
- 13) ハウメット・ジャパン㈱はこのオーダーに対して変更を行なう権利を有する。その変更が追加費用を発生させる場合、購買価格はその追加費用を反映するよう調整されるが、ハウメット・ジャパン㈱の書面による承諾を得ずに行なわれる追加費用も認められない。その変更によって追加費用が発生するということを、その変更指示を受領してから30日以内にハウメット・ジャパン㈱に通知しない限り、いかなる追加コストも認められない。
- 14) 適用可能な場合、引き渡し可能な物品の設計、製造、検査、試験、および業務において直接用いられる引渡し可能なおよび不可能なソフトウェアがMIL-S-52779Aの要求事項に管理されこれに準拠していることを保証するために、売主はソフトウェア品質保証計画書を作成し運用すること。この計画書はハウメット・ジャパン㈱の監査対象となる。
- 15) 売主はこのオーダーが次のようなすべての適用される連邦、州および地域の法律および政府規制、条例、および規則を順守していることをここに証する。例えば次の法規制を含むが、これに限定されるものではない。
 - a) 公正労働基準法（The Fair Labor Standards Act, 1938年）
 - b) 大統領命令11246（雇用機会均等関連）
 - c) リハビリテーション法（Rehabilitation Act, 1973年）の第503項（障害者の雇用に関する事項）
 - d) 反キックバック法（Anti-Kickback Act, 1986年）（41 U.S.C. 第51～58項）
 - e) このオーダーに関してハウメット・ジャパン㈱とその顧客との間で締結された契約事項を含み、適用される政府の調達規制に規定されるすべての項目。前述の一般性を制限することなく、ここには本契約または以前の類似のオーダーに関して売主に引き渡された文書「ハウメット・ジャパン㈱コーポレーション - 発注 - 米国政府元請負契約に基づくオーダーの補足取引条件」で規定された項目が含まれる。
- 16) 有害物質および危険物質および物品：適用される法律のもと、このオーダーにおいて有害物質または危険物質として定義される物品および材料について、売主は有害であることの警告と安全な取扱いに関する情報を当社に製品安全データシート（MSDS）の形で提供し、そうした物品および材料に適切な表示を行なうこと。
- 17) 他の取引条件に関わらず、米国政府への直接販売を目的とした製品製造について売主との直接契約により米国政府

が認める場合、およびその使用が、売主が政府と直接契約を締結する時点で実効されているハウメット・ジャパン㈱からの当オーダーまたは他のオーダーに対する売主の業務遂行に干渉しない場合、および政府の認可および契約番号についてハウメット・ジャパン㈱に事前に書面で通知した場合、売主は、政府が所有する、または使用する権利、あるいは他者の使用を認める権利を保有する所有物を使用する権利を有する。

- 18) このオーダーの受入またはオーダーした物品のすべてまたは一部の引渡しによるこの業務および契約は、このオーダーの発行元であるハウメット・ジャパン㈱施設が位置する州の法律のもと解釈される。
- 19) ここで発生するいかなる請求または論争も仲裁によって解決されること。その場合、主要都市で単一仲裁者の面前において、商事仲裁規則にしたがって行なうものとし、その後規則10に準じた文書およびその他の情報の作成を含み、アメリカ仲裁協会に要請する。しかし適用される出訴期限によって仲裁申立ての法的手続きが禁じられた後は、いかなる仲裁要求も起こしてはならない。仲裁者は、遅延を防ぎ本件を公正かつ迅速におよび費用対効果のある解決をするために必要または望ましいと考えられる手続きをとること。仲裁者が適切と判断した場合、その仲裁で下された裁定において、衡平法上の救済、弁護士料またはコンサルタント料の清算および / または返金について規定することができる。その裁定は最終的なものとし、それに対する判断は管轄権をもつ州、連邦または海外の裁判所によって施行される。いずれの当事者も、ここに規定された仲裁手続きのために可能な仮差し止め、差し押さえ、またはその他類似の救済策を仲裁者または適切な裁判所に申請することができる。当条項は第三者によって起こされた訴訟において当事者の一方を他方が告訴または併合することを排除するものではない
- 20) 当社の要求があった場合、当社および売主は電子伝送データにより業務を遂行する。データが書面によること、または署名されることを求める法的要求事項にかかわらず、本章に準じてデジタル署名されたいかなるデータも、当事者間で交換される書面の署名入り紙文書と同様に法的に妥当なものとみなされる。当事者各々で権限を付与された代表者は記号またはコードで構成される独自の検証可能なデジタルIDを採用し、データの伝送を行なう。デジタルIDの利用は「署名」と同質であるとみなされ、書面上の署名と同じ効力をもつ。

123b-UN-H9 Revised 10/04

- 21) ここに規定された救済策は、コモンロー上または衡平法における他の救済策に累積的かつ追加的なものでありそれらの行使を妨げるものではない。いかなる不履行または条項の権利放棄も、他の不履行または条項に対する権利放棄を構成するものではない。取引条件に対するいかなる修正または追加も、ハウメット・ジャパン㈱の書面による同意のない限り、ハウメット・ジャパン㈱を拘束するものではない。